

資 料 編

自己資本の充実の状況について(つづき)

「自己資本の充実の状況について」の前段につきましては、本誌P67をご参照していただくか、または当組合のホームページより「令和8年度ディスクロージャー誌」をご覧ください。

● 自己資本の構成に関する事項	1
● 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)	3
● 派生商品取引および 長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	11
● 証券化エクスポージャーに関する事項	11
● 信用リスク削減手法に関する事項	12
● 出資等エクスポージャーに関する事項	13
● 自己資本調達手段の概要	13
● リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	13

自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、 所要自己資本の額合計	628,615	25,144	613,633	24,545
① 標準的手法が適用されるポート フォリオごとのエクスポージャー	628,615	25,144	613,633	24,545
(i) ソブリン向け	6,527	261	6,646	265
(ii) 金融機関向け	22,798	911	32,087	1,283
第一種金融商品取引業 者及び保険会社向け	—	—	—	—
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け(特定貸 付債権向けを含む)	255,142	10,205	231,183	9,247
特定貸付債権向け	—	—	—	—
(v) 中堅中小企業等・個人向け	125,376	5,015	111,556	4,462
トランザクター向け	—	—	—	—
(vi) 不動産関連向け	195,813	7,832	203,391	8,135
自己居住用不動産等向け	32,681	1,307	31,020	1,240
賃貸用不動産向け	126,793	5,071	133,107	5,324
事業用不動産関連向け	35,423	1,416	38,666	1,546
その他不動産関連向け	913	36	597	23
A D C 向け	—	—	—	—
(vii) 劣後債権及び その他資本性証券等	—	—	—	—
(viii) 延滞等向け	3,853	154	6,453	258
(ix) 自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	225	9	17	0
(x) 株式等	4,271	170	6,441	257
(xi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xii) 他の金融機関等の対象資 本等調達手段のうち対象 普通出資等及びその他外 部TLAC関連調達手段に 該当するもの以外のもの に係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xiii) 信用協同組合連合会 の対象普通出資等で あつてコア資本に係る 調整項目の額に算入 されなかった部分に 係るエクスポージャー	2,416	96	2,416	96
(xiv) その他	12,189	487	13,438	537
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④ 未決済取引	—	—	—	—

(単位:百万円)

		令和6年度		令和7年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
	⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
	⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
	⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
□. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		27,769	1,110	28,499	1,139
B I		18,512		18,999	
B I C		2,221		2,279	
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)		656,384	26,255	642,132	25,685

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 「その他」とは、(i)～(xiii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

8. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

(1)信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別) (単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞 エクス ポージャー	
				貸出金、コミットメントおよび その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ 取引			
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国	内	1,001,957	1,011,887	816,193	780,888	55,312	52,664	－	－	6,549	9,093
国	外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地 域 別 合 計		1,001,957	1,011,887	816,193	780,888	55,312	52,664	－	－	6,549	9,093
製 造 業		71,253	68,178	47,688	45,631	22,508	21,894	－	－	339	680
農 業 、 林 業		1,907	1,840	1,907	1,840	－	－	－	－	－	11
漁 業		678	703	678	703	－	－	－	－	－	153
鉱業、採石業、砂利採取業		314	309	14	9	300	300	－	－	－	－
建 設 業		131,976	124,540	128,725	121,288	2,715	2,813	－	－	2,331	2,314
電気・ガス・熱供給・水道業		8,154	7,605	6,419	5,967	1,219	1,217	－	－	－	－
情 報 通 信 業		6,450	6,491	4,768	4,814	1,316	1,210	－	－	13	30
運 輸 業、郵 便 業		35,349	34,113	31,312	30,182	3,814	3,701	－	－	194	707
卸 売 業、小 売 業		64,497	62,228	61,155	58,999	3,335	3,217	－	－	105	664
金 融 業、保 険 業		108,788	156,242	1,230	1,206	600	400	－	－	99	61
不 動 産 業		284,460	272,551	279,106	267,201	5,346	5,340	－	－	1,984	2,046
物 品 賃 貸 業		1,552	1,560	1,552	1,560	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業		19,295	18,319	19,295	18,318	－	－	－	－	136	267
宿 泊 業		1,672	1,558	1,672	1,558	－	－	－	－	499	497
飲 食 業		19,578	18,272	19,578	18,272	－	－	－	－	84	173
生活関連サービス業、娯楽業		18,520	17,201	18,516	17,198	－	－	－	－	48	71
教育、学習支援業		3,135	3,942	3,135	3,942	－	－	－	－	－	－
医 療 、 福 祉		5,049	4,691	5,047	4,690	－	－	－	－	120	－
その他のサービス		52,436	49,271	45,419	43,757	7,009	5,507	－	－	223	99
そ の 他 の 産 業		2,913	2,738	2,913	2,738	－	－	－	－	－	3
国・地方公共団体等		11,600	10,988	4,436	3,908	7,145	7,061	－	－	－	－
個 人		131,547	127,085	131,547	127,068	－	－	－	－	368	1,309
そ の 他		20,823	21,451	68	29	－	－	－	－	－	－
業 種 別 合 計		1,001,957	1,011,887	816,193	780,888	55,312	52,664	－	－	6,549	9,093
1 年 以 下		419,010	480,241	403,516	457,605	2,280	800	－	－		
1 年 超 3 年 以下		216,878	192,725	213,058	168,709	3,820	4,515	－	－		
3 年 超 5 年 以下		189,295	198,796	92,834	66,323	4,460	22,472	－	－		
5 年 超 7 年 以下		67,651	43,780	40,880	34,745	26,771	9,035	－	－		
7 年 超 10 年 以下		40,889	31,126	37,807	25,473	3,081	5,652	－	－		
10 年 超		42,045	35,389	27,147	25,201	14,897	10,188	－	－		
期間の定めのないもの		7,567	9,993	948	2,828	－	－	－	－		
そ の 他		18,618	19,833	－	－	－	－	－	－		
残 存 期 間 別 合 計		1,001,957	1,011,887	816,193	780,888	55,312	52,664	－	－		

- (注) 1.「貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
- 2.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
- 3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等の資産や宗教法人、社団等が含まれます。
- 4.CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
- 5.業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	令和6年度	5,982	6,623	5,982	6,623
	令和7年度	6,623	6,220	6,623	6,220
個別貸倒引当金	令和6年度	5,106	1,659	3,500	3,265
	令和7年度	3,265	2,613	1,809	4,069
合 計	令和6年度	11,088	8,282	9,482	9,888
	令和7年度	9,888	8,833	8,432	10,289

(3) 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国 内	5,106	3,265	1,659	2,613	3,500	1,809	3,265	4,069	4	2
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	5,106	3,265	1,659	2,613	3,500	1,809	3,265	4,069	4	2
製 造 業	358	330	328	260	356	328	330	262	—	0
農 業、林 業	85	—	—	165	85	—	—	165	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	1,966	1,293	734	809	1,407	790	1,293	1,312	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	57	—	—	—	57	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	5	14	10	6	1	14	14	6	0	—
運 輸 業、郵 便 業	20	120	101	280	1	102	120	298	—	—
卸 売 業、小 売 業	437	92	23	464	368	23	92	533	2	0
金 融 業、保 険 業	82	78	3	—	7	37	78	41	—	—
不 動 産 業	746	583	109	132	272	215	583	500	1	0
物 品 賃 貸 業	2	—	—	—	2	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
宿 泊 業	239	400	161	—	—	53	400	348	—	—
飲 食 業	126	36	1	16	91	1	36	51	0	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	64	96	96	—	64	96	96	—	—	—
その他のサービス	642	131	59	87	570	89	131	129	0	0
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	277	90	32	395	219	61	90	424	0	1
合 計	5,106	3,265	1,659	2,613	3,500	1,809	3,265	4,069	4	2

(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、国外に該当する項目はありません。

(4) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	3,963	－	3,963	－	0	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,163	－	7,163	－	0	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	4,439	－	4,439	－	0	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	105,966	－	105,966	－	21,251	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	324,074	23,581	314,828	5,595	255,142	80%
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	154,109	30,809	150,700	4,860	125,376	81%
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－
不動産関連向け	271,600	－	270,240	－	195,813	72%
自己居住用不動産等向け	65,352	－	65,269	－	32,681	50%
賃貸用不動産向け	164,199	－	163,748	－	126,793	77%
事業用不動産関連向け	40,473	－	39,667	－	35,423	89%
その他不動産関連向け	1,574	－	1,554	－	913	59%
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	3,429	1	3,419	0	3,853	113%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	225	－	225	－	225	100%
取立未済手形	115	－	115	－	23	20%
信用保証協会等による保証付	91,354	－	91,294	－	6,527	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	4,203	137	4,203	137	4,271	98%
合計					612,485	

(4) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳(つづき)

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和7年度					
現金	3,735	－	3,735	－	0	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,079	－	7,079	－	0	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	3,909	－	3,909	－	0	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	152,185	－	152,185	－	30,510	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	290,739	27,017	282,320	9,053	231,183	79%
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	137,239	31,652	133,591	6,395	111,556	80%
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－
不動産関連向け	284,671	－	283,612	－	203,391	72%
自己居住用不動産等向け	62,914	－	62,866	－	31,020	49%
賃貸用不動産向け	177,835	－	177,483	－	133,107	75%
事業用不動産関連向け	42,876	－	42,229	－	38,666	92%
その他不動産関連向け	1,046	－	1,032	－	597	58%
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	5,260	0	5,235	0	6,453	123%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	17	－	17	－	17	100%
取立未済手形	196	－	196	－	39	20%
信用保証協会等による保証付	84,365	－	84,292	－	6,646	8%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	4,954	73	4,954	73	6,470	129%
合計					596,270	

(注) 1.(CCF:Credit Conversion Factor)とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2.「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳(その1)
(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	3,963	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,163	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	4,439	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	105,384	-	581	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	9	-	-	12,049	-	-	-	-	-	-	-	-	34,741	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	43	10	-	431	-	-	-	-	-	-	-	-	2,771	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	30	-	2	-	-	-	33,106	-	-	-	-	7,928	-	101,801	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	1	-	-	-	33,106	-	-	-	-	7,888	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100,315	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
その他不動産関連向け	-	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39	-	1,485	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	515	-	-	-
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	115	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	26,017	65,276	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	41,638	65,316	-	117,983	-	581	-	33,106	-	-	-	-	45,956	-	101,801	-

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳(その2)
(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,963
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,163
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,439
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	105,966
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	833	-	253,681	-	-	19,107	-	-	-	-	-	-	-	-	320,424
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	113,604	-	-	-	-	38,700	-	-	-	-	-	-	-	-	155,560
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	14,998	24,273	-	-	11,050	-	-	63,432	13,616	-	-	-	-	-	-	270,240
自己居住用不動産等向け	-	24,273	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65,269
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	63,432	-	-	-	-	-	-	-	163,748
事業用不動産関連向け	14,998	-	-	-	11,050	-	-	-	13,616	-	-	-	-	-	-	39,667
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,554
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	1,520	-	-	-	-	1,383	-	-	-	3,419
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	225	-	-	-	-	-	-	-	-	225
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	115
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	91,294
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	4,340	-	-	-	-	-	-	-	-	4,340
合計	14,998	138,710	-	253,681	11,050	-	63,894	63,432	13,616	-	-	1,383	-	-	-	967,153

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳(その3)

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和7年度															
現金	3,735	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,079	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	3,909	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	151,452	-	733	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	13,037	-	-	-	-	-	-	-	-	31,012	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	9	-	694	-	-	-	-	-	-	-	-	3,470	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	26	-	1	-	-	-	39,830	-	-	-	-	885	-	119,248	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	0	-	-	-	39,830	-	-	-	-	786	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	118,334	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-
その他不動産関連向け	-	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	91	-	914	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	593	-	-	-
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	196	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	17,885	66,469	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	32,610	66,505	-	165,383	-	733	-	39,830	-	-	-	-	35,960	-	119,248	-

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳(その4)
(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和7年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,735
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,079
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,909
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	152,185
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	1,368	-	225,922	-	-	20,009	-	-	-	-	-	-	-	-	-291,349
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	104,375	-	-	-	-	31,400	-	-	-	-	-	-	-	-	-139,950
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	14,049	22,248	-	-	10,803	-	-	59,149	17,367	-	-	-	-	-	-	-283,612
自己居住用不動産等向け	-	22,248	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-62,866
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	59,149	-	-	-	-	-	-	-	-177,483
事業用不動産関連向け	14,049	-	-	-	10,803	-	-	-	17,367	-	-	-	-	-	-	-42,229
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-1,032
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	12	-	-	-	-	1,587	-	-	-	-	3,039	-	-	-	-5,235
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-17
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-196
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-84,355
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	73	-	-	-	-	-	4,954	-	-	-5,027
合計	14,049	128,005	-	-225,922	10,803	-	53,087	59,149	17,367	-	-	3,039	4,954	-	-	-976,654

(6) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の 合計額(CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	258,842	－	－	258,626
40%～70%	163,023	0	1.09	162,756
75%	137,221	30,384	16.11	138,710
80%	－	－	－	－
85%	257,549	14,530	34.25	253,681
90%～100%	74,653	9,613	15.85	74,944
105%～130%	77,965	－	－	77,049
150%	1,388	0	8.89	1,383
250%	－	－	－	－
400%	－	－	－	－
1,250%	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合計	970,645	54,529	20.89	967,153

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の 合計額(CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	297,930	3,502	10.00	305,063
40%～70%	175,892	1,733	10.00	169,259
75%	125,804	26,136	22.83	128,005
80%	－	－	－	－
85%	225,706	16,297	48.64	225,922
90%～100%	63,740	11,072	13.82	63,891
105%～130%	77,268	－	－	76,516
150%	3,057	－	－	3,039
250%	4,954	－	－	4,954
400%	－	－	－	－
1,250%	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合計	974,355	58,742	27.15	976,654

(注) (CCF:Credit Conversion Factor)とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

■ 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

■ 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減 手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	14,887	13,089	4,229	5,231	—	—
①ソ ブ リ ン 向 け	—	—	—	—	—	—
②金 融 機 関 向 け	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
③カ バ ー ド ・ ボ ン ド	—	—	—	—	—	—
④法 人 等 向 け	924	865	—	—	—	—
⑤中堅中小企業・個人向け	12,594	11,201	3,291	4,306	—	—
⑥不 動 産 関 連 向 け	1,359	996	926	913	—	—
自己居住用不動産等向け	82	47	855	786	—	—
賃 貸 用 不 動 産 向 け	451	288	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	805	646	2	8	—	—
その他不動産関連向け	19	13	69	118	—	—
A D C 向 け	—	—	—	—	—	—
⑦劣後債権及びその他 資 本 性 証 券 等	—	—	—	—	—	—
⑧延滞エクスポージャー	9	24	10	11	—	—
⑨自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る 延 滞	—	—	—	—	—	—
⑩株 式 等	—	—	—	—	—	—
⑪そ の 他	—	—	—	—	—	—

(注) 1.当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2.上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

3.「その他」とは、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、動産、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、当組合が定める事務取扱要領等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金等が該当します。

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額および時価等

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	6,743	6,743	7,897	7,897
非 上 場 株 式 等	2,649	－	2,707	－
合 計	9,392	6,743	10,605	7,897

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

(2) 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
売 却 益	706	1,326
売 却 損	－	－
償 却	8	4

(注) 損益計算書における損益の額を記載しています。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	2,774	3,234

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

(注) 「貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式および関連会社の評価損益です。

■ 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金および利益剰余金等により構成されています。

普 通 出 資	発行主体:広島市信用組合 コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:22,903百万円
---------	--

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ございません。